（別　紙　１）

平成　　年　　月　　日

　国立大学法人　名古屋工業大学長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

施　設　使　用　申　請　書

下記のとおり貴学施設（講堂ホール）を使用したく，申請します。

記

１　使用期間

２　使用目的

３　使用人員数及び構成員の職業または身分

４　使用責任者

５　その他参考となる事項

・支払者（申請者と貸付料支払者が別の場合は記入）

・講堂ホールに備えつけの什器・機材も使用可能とするが，使用方法については事前確認を行い，使用後は原状復帰をすること。

（別　紙　２）

　　　平成　　年　　月　　日

　　　申　請　者　　　　殿

国立大学法人名古屋工業大学長

施 設 使 用 許 可 書

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった施設使用について，下記の条件を付して許可します。

記

１ 使用施設の所在地　 名古屋市昭和区御器所町　講堂ホール

２ 使用期間　　平成　　年　月　　日（　）　　：　　～　　：

３ 行事名称・内 容

４ 参加人員

５ 使用責任者

６ 貸付料　　　　　　円（うち消費税等相当額　　　 円）を請求書により，指定期日までに納付して下さい。（期日：平成　　年　　月　　日）

　　なお，期日までに支払いが行われなかった場合は，使用許可を取り消すものとします。

７ 使用条件　下記「施設使用許可の条件」を厳守すること。

８ その他　　使用の際は，この許可書を携帯してください。

施設使用許可の条件について

（許可条件）

１．建物，施設，設備等を故意又は過失によって滅失又は毀損した場合は，本学の指示に従ってすみやかに修理するか或いは認定した金額を賠償しなければならない。

２．使用のために発生した一切の災害について，使用責任者はすべての責めを負わなければならない。

３．次の場合は既に使用許可したものであっても取消し又は中止を命ずる。

　イ　行事内容が本学に不適当であることが判明したとき。

　ロ　施設管理上支障があると認められたとき。

　ハ　使用許可した施設を目的以外の用に供したとき。

　ニ　使用許可の条件に違反したと認めるとき。

　　なお，取消し又は使用中止の命令を受けたため，使用者が被害を被る場合があっても本学はその損害賠償の責は一切負わない。

４．前項により取消し又は中止を命じた場合は，既納の貸付料は返還しない。

５．使用者の都合により，使用日時の変更又は取消しをする場合は，使用しようとする2週間前までに届け出なければならない。

６．前項による変更又は取消しの期間を過ぎた場合は変更できない。また，既納の貸付料は返還しない。

７．施設管理上必要と認めたときは，本学担当者は随時施設に立ち入り，必要な指示をするものとし，使用者はその指示に従わなければならない。

（一般的な注意事項）

１．火気の取締まりは特に厳重にし，適当な監視人を配置し，火災の予防に対する万全の措置を講ずること。

２．原則として構内は一部の指定場所を除いて全て禁煙（歩行も含め。）である。

３．省エネルギーに十分心がけること。

４．使用施設等は常に清潔を保つよう心がけること。

５．許可を受けた範囲以外の箇所に出入りしないこと。

６．使用後は十分に清掃を行い，出したゴミは必ず持ち帰ること。

７．大学構内へは，原則として車輌の入構を禁止する。

８．本学の講義，実技および課外活動等に支障のない様十分注意を払うこと。

９．その他細部の事項に関しては，その都度本学担当者の指示に従うものとする。